

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

営業運第1号
令和6年8月29日

経済産業大臣 齋藤 健 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社

代表取締役
社長執行役員 池辺 和弘

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日および実施期間	同上

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

令和6年台風10号により、令和6年8月28日、宮崎県および鹿児島県の67市町村に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村（令和6年8月28日以降、令和6年台風10号により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村を含む。）において被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの令和6年7月（支払期日が8月29日以降となるものに限る。）、8月、9月および10月料金計算分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長する。

（実施期間満了日：令和6年12月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合は、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、電気料金を免除する。

（実施期間満了日：令和7年3月〔満了日は検針日等により相違〕）

3. 被災されたお客さま（契約種別が従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力、農事用電力のお客さまに限る。）で、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、令和7年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

（実施期間満了日：令和7年2月末日）

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

令和6年台風10号により、令和6年8月28日、宮崎県および鹿児島県の67市町村に災害救助法が適用されました。

このため、災害救助法が適用された市町村（令和6年8月28日以降、令和6年台風10号により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村を含む。）において被災されたお客さまに対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

宮崎県 宮崎市，都城市，延岡市，日南市，小林市，日向市，串間市，西都市，えびの市，北諸県郡三股町，西諸県郡高原町，東諸県郡国富町，綾町，児湯郡高鍋町，新富町，川南町，都農町，東臼杵郡門川町，諸塚村，椎葉村，美郷町，西臼杵郡高千穂町，日之影町，五ヶ瀬町

鹿児島県 鹿児島市，鹿屋市，枕崎市，阿久根市，出水市，指宿市，西之表市，垂水市，薩摩川内市，日置市，曾於市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，志布志市，奄美市，南九州市，伊佐市，姶良市，鹿児島郡三島村，十島村，薩摩郡さつま町，出水郡長島町，姶良郡湧水町，曾於郡大崎町，肝属郡東串良町，錦江町，南大隅町，肝付町，熊毛郡中種子町，南種子町，屋久島町，大島郡大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町

以上